**平成２３年（フ）第６４１号**
茨城県鉾田市徳宿1496番地27
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第６４７号**
茨城県笠間市稲田4098番地
債務者　飯田　順子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第６６４号**
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷1887番地　町営奥谷団地Ｂ棟201号室
債務者　小野　朱実（旧姓飯村）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第６６５号**
茨城県水戸市見和３丁目1388番地の３　大昭ハイツ１棟６号
債務者　小野　春江
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第６６９号**
茨城県水戸市千波町2832番地の16
債務者　天ケ谷真弘
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第６７０号**
茨城県水戸市本町２丁目10番11号　コーポアリス103号
債務者　沼田　洋之
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第６７５号**
茨城県小美玉市小川1343番地22
債務者　小沼　和夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第３３０号**
茨城県つくばみらい市東栗山405番地、前住所茨城県つくば市大舟戸191番地47
債務者　逆井　　功
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３３４号**
茨城県つくばみらい市谷井田2176番地19
債務者　髙橋　一三
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３３５号**
茨城県つくばみらい市谷井田2176番地19
債務者　髙橋　正子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２３年（フ）第１５３号**
富山県高岡市伏木一宮１丁目９番14号
債務者　山下　利一
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２３年（フ）第１５４号**
富山県射水市片口高場84番地31
債務者　角　　富夫
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２３年（フ）第１６８号**
富山県砺波市三郎丸119番地14
債務者　軽尾　明美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２３年（フ）第３０７号**
長野県塩尻市大字広丘堅石2145番地269　小林アパート１号
債務者　荻澤　充夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第３２２号**
長野県松本市村井町北２丁目８番７号　コーポ下河原Ａ102号
債務者　下園光二郎
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第２７６８号**
愛知県瀬戸市原山台２丁目17番203号
債務者　石濱　千鶴
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３１０１号**
名古屋市北区金城１丁目２番Ｂ―1301号　中富住宅
債務者　荘田　美智
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部